株式会社ダイヤモンド企業情報編集社は、「ダイヤモンドデータライブラリ for アカデミ ア」の利用規約を、以下の通り定めます。

【ダイヤモンドデータライブラリ for アカデミア 利用規約】

第1条(定義)

1. ダイヤモンドデータライブラリ for アカデミア(以下、ダイヤモンドデータライブラリとい

契約機関より弊社および販売代理店へ申請し、承認された方に限ります。

1.契約機関は、弊社がダイヤモンドデータライブラリのプログラム、通信手段、情報内容等を変更することがあることに同意します。 2.弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約機関に通知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約機関への通知に代えることができるものとします。その場合、 本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約機関が本規約第4条に 従って該当するダイヤモンドデータライブラリの利用を終了しない場合、契約機関によっ てかかる変更は承認されたものとみなします。

第3条(入会)

用3条(人会) 1.ダイヤモンドデータライブラリの利用契約は、本規約を承認した上で、ダイヤモンドデー タライブラリの利用を弊社または販売代理店まで申込むものとし、弊社がこれを承諾し、 ID、パスワード(またはこれに準ずるもの)を交付することにより成立するものとします。 2.本条第1項に定める申込について、以下のいずれかに該当することを弊社が確認した。 場合、弊社はその申込を承諾しない場合があり、利用申込者は予めこれを了承するもの とします

(1)利用申込にあたり、虚偽に記載、誤記があった場合

(1797) 「いっぱいこう」、からいこのようにある。 (2)過去に、ダイヤモンドデータライブラリの利用資格の停止又は失効を受けた場合 (3)過去に、ダイヤモンドデータライブラリの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合 (4)その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が判断した場合

1.契約機関は、弊社が別途定める手続に従い、ダイヤモンドデータライブラリの利用を終 了することができるものとします。 2.本規約第5条第1項に従って契約機関がダイヤモンドデータライブラリの利用資格を全

て失った場合、当該契約機関は退会したものとみなします。

第5条(ダイヤモンドデータライブラリ利用資格の停止および失効)

RUXIVAT BOOK TO THE TOTAL TO THE TOTAL THE T 失効させることができるものとします。

(1)契約機関が本規約第9条各号に定める禁止行為を行った場合。

- (2)契約機関が、ダイヤモンドデータライブラリに関する料金等の支払債務の履行遅延ま たは不履行があった場合。
- (3)その他、契約機関が本規約に違反した場合。
- (4)契約機関が解散または清算された場合、その他契約機関が権利能力を失った場 合
- (5)その他、契約機関として不適切またはダイヤモンドデータライブラリの提供に支障が あると弊社が判断した場合。
 2.前項の規定に従いダイヤモンドデータライブラリの利用資格が停止または失効した場

合、該当する契約機関は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日ま

っ、成当する実わ機関は、別ない利益と大い、かから利用資格の停止または大効の目までに発生したダイヤモンドデータライブラリに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。 3.弊社は、契約機関のダイヤモンドデータライブラリ利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、契約機関によって既に支払われたダイヤモンドデータライブラリに関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

第6条(ユーザーID、パスワード等) 1.弊社は、契約機関がダイヤモンドデータライブラリの利用登録を行った場合、ダイヤモ ・データライブラリの利用の許否を契約機関に通知します。 2.契約機関は、弊社によって登録されるユーザーID、パスワードを契約機関の責任で管

温大的な時間、汗には、インスをなるという。 理するものとし、第三者に貸与・譲渡しないものとします。第三者が契約機関のユーザー」 D、パスワードを不正に使用したことにより損害が生じた場合、弊社は一切の責任を負わ -I

3.契約機関は、ユーザーID、パスワードを忘れた場合や盗用された場合は、速やかに弊 社に連絡をするものとします。

第7条(登録情報の取扱い)

1.契約機関は、利用登録内容に変更が生じた場合は、弊社が別途指定する方法により、 速やかに届け出をしなければならないものとします

2.弊社は、登録情報および履歴情報を、善良なる管理者としての注意を払って管理いた します。

3.契約機関は、弊社が登録情報および履歴情報を、ダイヤモンドデータライブラリを提供 する目的の他に、以下の各号に定める目的に利用し、または第三者に提供することがあることに同意するものとします。

(1)弊社が契約機関または利用者に対し、ダイヤモンドデータライブラリの追加または変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合。

(2)弊社が、ダイヤモンドデータライブラリに関する利用動向を把握する目的で、登録情 報の統計分析を行い、契約機関およびその利用者を識別できない形式に加工して、 利用又は提供する場合。

(3)法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。 (4)契約機関から事前に同意を得た場合。 (4)契約機関から事前に同意を得た場合。 4.前項第1号の規定にもかかわらず、契約機関は、登録情報および履歴情報を利用して の弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してそ の旨請求できるものとし、弊社はかかる契約機関の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約機関に対するダイヤモンドデータライブラリの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。 5.契約機関は、契約機関情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社 が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。 第8条(知的所有権)

契約機関は、ダイヤモンドデータライブラリに係るデータ、画像、ソフトウエア等(以下「デ ータ等」といいます。)の知的所有権の全ての権利は弊社および弊社への情報提供者に 帰属することを確認します。

第9条(使用の範囲、禁止事項等)

1.契約機関および利用者は、デー -タ等を契約機関または利用者自身の自己使用の目的 このみ、利用することができます。

2.契約機関および利用者は、次の行為を行わないものとします

(1)他の契約機関のユーザーIDおよびパスワードを不正に使用する行為。 (2)コンピュータウィルス等有害なプログラムをダイヤモンドデータライブラリに関連して使 用し、もしくは提供する行為。

かし、いってはは、ケーブルッ。 (3)弊社、他の契約機関、その他の第三者またはダイヤモンドデータライブラリに損害を 与え、または与える恐れのある行為。

(4)データ等を第三者に開示し、または使用させること

(5)ダイヤモンドデータライブラリ及びデータ等を第三者の依頼に基づく業務を行うため に使用すること。

(6) ダイヤモンドデータライブラリ及びデータ等を公序良俗に反する目的のために使用 すること。

(7)自動ダウンロードソフト等を利用して、大量のデータをダウンロードすること。

(8)データ等を改変または改ざんすること。

(9)ダイヤモンドデータライプラリ及びデータ等に関するセキュリティを無効化し、または無効化を試みること。

(10)その他弊社が不適切と判断する行為。

第10条(料金等)

1.契約機関はダイヤモンドデータライブラリの利用にあたって、別途定める利用料金を支 払うものとします

2.弊社は契約機関の承諾なく、前項の料金を変更することができるものとします。その場合、弊社は料金を改訂し、その旨をダイヤモンドデータライブラリを通じて掲示するか、または、弊社が適当と判断するその他の合理的な方法により、適宜契約機関に告知するも のとします。その場合、料金の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約機 関が本規約第4条に従ってダイヤモンドデータライブラリの終了を申し入れない場合、契 約機関によってかかる変更は承認されたものとみなします。

3.ダイヤモンドデータライブラリを利用するために必要な電話や通信機器等の設備費用、 ダイヤモンドデータライブラリへのアクセスに伴って発生した電話料金、およびインターネ ットプロバイダに支払うインターネット接続料金等は、契約機関がこれを負担するものとし

第11条(支払い条件)

1.弊社または販売代理店は契約機関に、次条に定める算定方法により算出された消費 税および地方消費税(以下「消費税等」という)相当額を加算して請求書を発行することに より、請求を行うものとする。

2. 契約機関は、請求書受領後翌月末日までに利用料総額およびこれにかかる消費税 等相当額とともに指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

第12条(消費税)

1.本規約、その他本規約に基づいて作成されるすべての文書に記載される弊社の商品・ サービス等の対価の額は、別段の表示がないかぎり、消費税を含まないものとします。 2.契約機関は、消費税の課税対象となる弊社の商品・サービス等の提供を受けたときは、 その消費税相当額を負担するものとし、商品・サービスの対価を支払うときにこれと同様 の方法で消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第13条(損害賠償)

契約機関がこの契約の条項に違反しこれによって弊社に損害が生じたときは、契約機関 はその損害を賠償しなければなりません。

第14条(運営の中止、中断)

1.弊社は、以下の場合にはダイヤモンドデータライブラリの運営を中止中断できるものとし

(1)弊社のダイヤモンドデータライブラリ用設備の保守を実施する場合。

(2)天災、停電、戦争等不可抗力によりダイヤモンドデータライブラリの提供ができなくな った場合

(3)その他弊社がダイヤモンドデータライブラリの運営上一時的な中断が必要と判断した 場合。

2.弊社は、前項の規定によりダイヤモンドデータライブラリの運営を中止中断するときは、 あらかじめその旨を通知します。但し、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第15条(弊社の免責等)

1.弊社は、データ等の正確性、完全性について保証するものではなく、また、データ等の 1 升田により契約機関および利用者、または第三者に損害が生じたときも、利用料金の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条(契約上の地位の移転等の禁止)

契約機関は、この契約上の地位またはこの契約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲 渡し、もしくは移転し、または第三者の権利の目的としてはなりません。

第17条(契約終了後の義務の存続)

本規約第7条第2項、第3項、第4項および第5項、第8条、第9条、第13条および第15 条第1項に定める契約機関または弊社の義務は、この契約が終了した後も存続するもの とします。

第18条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈についての疑義が生じたときは、 契約機関と弊社は協議のうえ円満に解決をはかるものとします。

第20条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁 判所とします。

本規約は2005年11月1日から実施します。(2023年2月13日改訂)